

改正案	現行
<p style="text-align: center;">三重県介護ロボット導入支援事業実施要領</p> <p>第1・2条 (略)</p> <p>(補助対象者)</p> <p>第3条 補助対象者は、三重県内に所在し介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第8条（第6項、第12項及び第13項を除く。）に掲げる事業を行う事業所及び施設であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等の ICT 機器、介護記録ソフトの3点を活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うとともに、利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること。 ・ 科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence：LIFE（ライフ））による情報収集に協力すること。 ・ <u>介護現場における生産性向上の取組に関する研修として、令和5年8月3日に厚生労働省が開催した「第3回生産性向上ビギナーセミナー（東海・近畿）」のオンデマンド配信（掲載先：https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei_seminar2023.html）を視聴すること。</u> ・ <u>厚生労働省等が実施する効果検証事業等に可能な限り参加すること。（厚生労働省等から補助事業者に対して直接協力依頼を打診する場合があります。）</u> <p>第4～14条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p style="text-align: center;">三重県介護ロボット導入支援事業実施要領</p> <p>第1・2条 (略)</p> <p>(補助対象者)</p> <p>第3条 補助対象者は、三重県内に所在し介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第8条（第6項、第12項及び第13項を除く。）に掲げる事業を行う事業所及び施設であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等の ICT 機器、介護記録ソフトの3点を活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うとともに、利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること。 ・ 科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence：LIFE（ライフ））による情報収集に協力すること。 <p>第4～14条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>

改正案	現行
<p data-bbox="152 252 241 284"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="125 300 1106 379"><u>この要領は令和6年2月16日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。</u></p>	